

「令和4年度地域包括ケア推進のための伴走型保険者支援事業」仕様書

1 目的

いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で、安全で安心な生活を送ることができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが連携し、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが求められている。

「地域包括ケアシステム」の深化・推進のためには、介護保険の保険者である市町が保険者機能を発揮し、地域の実態把握・課題分析を行い、目標を設定した上で、目標の達成に向けた計画の作成・実行・評価・見直しを繰り返し行うことで、地域をマネジメントしていくことが重要である。

そのため、市町への個別ヒアリングによる助言等を通じて、市町が主体的かつ効果的に地域をマネジメントしていくための過程を支援する。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 本事業による支援対象

石川県内市町（1市町で実施することを想定）

※支援対象市町は、県長寿社会課が選定を行う

4 委託業務の内容

支援チーム*によるヒアリングやディスカッション、研修等（以下「ヒアリング等」という。）を通じた伴走的支援を行う上で、以下の業務を担う。

※県・委託先・有識者等の助言者・東海北陸厚生局・県内先進市町を想定

（1）支援対象市町の事前ヒアリングと支援体制の提示

県長寿社会課とともに市町の状況を聞き取りし、市町の取組みに対し適切に支援するよう、支援チームの役割分担や支援内容を検討・提示する。また、必要に応じ専門分野に関する適切な助言者候補を提示する。

※助言者を加える場合の謝金及び旅費は、別途県長寿社会課が予算対応するため、委託料には含まない

（2）関係者の日程調整及び支援スケジュールの作成

(3) 地域の実態把握・課題分析・取組み等についてヒアリング等を通じた助言

- 事前ヒアリングを含め関係者が参加するヒアリングを最大で6回程度（1回あたり最大4時間程度を想定）実施する。
- ヒアリング等における進行及びファシリテーションを行う。
- 必要に応じて、支援対象市町に対し課題の把握や施策の理解を進めるための勉強会や研修等の企画・支援を行う。
- 上記支援活動については、Zoom等のWeb会議サービスなどを活用して実施するものとするが、少なくとも1回は支援対象市町を訪問する実地支援を行うこと。その場合の旅費、移動時間は最も遠隔の県内市町を想定すること。

(4) 契約期間中の当該事業の実施に関する相談対応

- 会議等の内容や必要な事前準備などの市町からの相談に対応する。

(5) 成果品の提出（期限：令和5年3月末）

- 支援過程と結果についてまとめた報告書を、エクセル、ワード、又はパワーポイントで作成し、データ及び紙で提出すること。

（報告書に記載すべき主な事項）

- ・当該事業の概要
 - ・ヒアリング等の各内容
 - ・ヒアリング等を通じて支援対象市町が得た気づき 等
- 内容については、案を作成後、県と調整を行うこと。

5 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、担当者及び責任者を明らかにすること。

6 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に県に報告し、承諾を得たときはこの限りではない。

7 その他

- 業務にあたり使用するデータ等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- 本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）は、石川県に帰属するものとする。また、成果品は、石川県が作成するホームページや印刷物等に使用できるものとする。

- 業務の遂行にあたっては、県と連絡を密に行い、仕様書に記載のない事項については、県と協議を行った上で対応すること。